



エコ・そうか

■人と自然が共に生きるまち そうか■

11/5

2008/平成20年

発行 草加市市民生活部環境課
〒340-8550
草加市高砂1-1-1
☎ 048-922-0151(代表)
環境推進係 922-1519
公害対策係 922-1520

市民が率先して、地球温暖化防止のため、7月7日(月)午後8時から9時に、市内一斉ライトダウンキャンペーンを実施しました。

草加市町会連合会、草加商工会議所、草加市商店連合事業協同組合、草加環境推進協議会では、家庭や事業所に、家族が一部屋で過ごす工夫をしたり広告灯の消灯など、できる限りの消灯を呼びかけました。

「光害」は、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)とは異なり、あまり深刻性の高いものではないと捉えられてきました。しかし、近年では、無駄なエネルギー消費を招くこと、動植物の生態系を破壊すること、人身にも影響を及ぼすこともわかってきました。

なぜ「ライトダウン」？

光害(ひかりがい、こうがい)は、過剰または不要な光による公害のことです。

地球温暖化の主な原因は、エネルギー消費により発生するCO₂です。

過剰な照明使用や不適切な照明は、エネルギーの浪費になりますので、みんなで抑制しましょう。

見えたらいいね！天の川 ライトダウン& エコライフFDAY



「天の川」は、夜空を横切るように存在する雲状の光の帯です。地球を含む太陽系は「天の川銀河」と呼ばれる銀河の一員であり、私たちはこの銀河を内側から見ているために「天の川」が天球上の帯として見えます。「天の川」の光は淡いため、夜空が明るすぎて、肉眼で「天の川」を確認するのは大変難しくなっています。

ライトダウン実施状況



7月7日 8:00PM

7月7日 7:30PM

7月7日は「HILIFE DAY」

市と草加環境推進協議会では、ライトダウンに合わせて「エコライフFDAY」として、夏のキャンペーンを実施しました。さあ、あなたもエコライフしてCO₂を減らしましょう！
「エコライフFDAY」は私たちが家の環境宣言は私たちにできるエコライフの提案です。削減した取組は、埼玉県主催の「エコライフFDAY」夏・冬のキャンペーンの結果に反映されます。
昨年度の「エコライフFDAY」は、62市町村が実施し、県全体では、61万4千人の県民が参加しました。このうち草加市民は17,714人でした。この取組をCO₂削減量に換算すると423tとなります。
【チェックシートの設置場所】
環境課、各公民館・文化センター、各コミュニティセンター、草加市文化会館、勤労福祉会館、中央図書館

来て、見て、知って！

環境情報の提供と実践のための提案をします。

- 日時 12月6日(土) 午前10時～
- 会場 勤労福祉会館
- 草加わが家の環境宣言 エコファミリー認定式
- 講演会 午後1時30分～3時
小島あずさ氏「くらしのゴミが海を汚す～今私たちができること～」
- エコライフをすすめるための団体、企業による展示
- 牛乳パックや木の実で工作
- 再生トイレットロール交換(牛乳パック持参の方)

環境フェア

- 主な内容**
- 草加市環境基本計画の実績と進捗状況
 - エコ・ひろば
 - 野外焼却は禁止
 - 「そうかの自然」観察ガイド
 - 環境負荷低減活動の支援
 - 地デジって何？

“水辺から綾瀬川を見直そう”

綾瀬川の再生に向け、ボートで水上から、あるいは水辺での各種団体の展示などから、楽しみながら綾瀬川を見つめ直しませんか。

古着回収やフリーマーケット(草加フリーマーケット市民の会と共催)を同時開催します。

- 日時 11月9日(日) 午前10時～午後3時
- 会場 綾瀬川ラグーン&左岸広場
- ボートで綾瀬川の水上探検
- 投網で生物調査
昨年“あゆ”が捕獲されました
- 大声コンテスト、どじょうつかみ
- ステージイベント
梅后流江戸芸かっぱれ
よさこい草加連
川柳ハワイアンズ

草加市制50周年記念事業

綾瀬川再生21事業

平成19年度草加市環境基本計画の取り組み状況

市では、「人と自然が共に生きるまち そうか」をめざして平成11年に「環境共生都市宣言」をしました。この宣言の実現に向けての基本的な考え方を示す「草加市環境基本条例」を制定し、この宣言と条例を実現するための「草加市環境基本計画」を策定しています。平成17年には、わかりやすく取り組みやすいように見直しを行い、市民、事業者、行政（市）の三者で協働して取り組みを推進しています。

この草加市環境基本計画と、平成19年度の取り組み状況をお知らせします。

○草加市環境基本計画達成目標に対する年度実績(平成19年度) :目標値達成

環境指標	平成17年度	平成18年度	平成19年度	目標値(平成27年度)
水環境の改善				
河川の水質(BOD75%値)				
綾瀬川(中曽根橋)	7.0mg/ℓ	4.3mg/ℓ	4.0mg/ℓ	5.0mg/ℓ
綾瀬川(手代橋)	7.0mg/ℓ	4.4mg/ℓ	4.5mg/ℓ	5.0mg/ℓ
古綾瀬川(綾瀬川合流点前)	8.9mg/ℓ	6.9mg/ℓ	6.5mg/ℓ	10.0mg/ℓ
伝右川(伝右橋)	8.5mg/ℓ	5.4mg/ℓ	4.8mg/ℓ	8.0mg/ℓ
毛長川(鷺宮橋)	4.8mg/ℓ	4.1mg/ℓ	4.0mg/ℓ	7.0mg/ℓ
辰井川(上町境橋)	22.0mg/ℓ	9.2mg/ℓ	8.3mg/ℓ	10.0mg/ℓ
公共下水道普及率	84.0%	85.3%	86.3%	100%
多自然型護岸の河川延長	4.9km	5.08km	5.31km	7.0km
水環境モニターの調査による河川環境改善割合	26.9%	27.1%	27.8%	90%
身近な自然の保全と創造				
ビオトープの整備状況	19ヵ所(学校14ヵ所、他5ヵ所)	20ヵ所(学校15ヵ所、他5ヵ所)	20ヵ所(学校15ヵ所、他5ヵ所)	39ヵ所(学校33ヵ所、他6ヵ所)(累計)
市域面積に対する緑地の割合	9.8%	9.8%	9.8%	11.6%
市民1人当たりの都市公園面積	1.61m ² /人	1.63m ² /人	1.65m ² /人	3.7m ² /人
循環型社会の構築				
市民1人当たりの可燃ごみの排出量	603.5g/人・日	600.9g/人・日	584.4g/人・日	550g/人・日
資源化率(びん・かん・古紙類等)	16.3%	17.1%	17.3%	20.8%
グリーンコンシューマーを意識してマイバックを使用している人の割合	—	—	—	30.0%
太陽光発電システムの年間発電量	1,013,710kW(累計)	1,305,001kW(累計)	1,494,216kW(累計)	1,000,000kW(累計)
大気環境(浮遊粒子状物質)の環境基準達成率	100%	100%	100%	100%
保有車の低公害車の割合(市役所)	12.7%	12.2%	12.8%	50%(特殊用途車を除く)
ダイオキシン類の環境基準達成割合	81.8%	100%	71.4%	100%
地球環境の保全				
市民一人当たりの年間CO ₂ 排出量(電気・ガス・水道)	345.9kg	325.0kg	335.6kg	272.0kg
電気使用量からみた年間CO ₂ 排出量	216.3kg	196.9kg	207.3kg	171.7kg
ガス使用量からみた年間CO ₂ 排出量	114.3kg	113.0kg	113.1kg	85.8kg
水道使用量からみた年間CO ₂ 排出量	15.3kg	15.1kg	15.2kg	14.5kg
環境に配慮した市民団体の数	67団体	67団体	72団体	70団体
環境マネジメントシステム(ISO14001)によるCO ₂ 削減率(市役所)	13,266.5トン(基準値)	12,704.3トン(4.2%)	12,507.6トン(5.7%)	(6%)
地球環境に関するフォーラム等の参加者数	3,171人	3,776人	4,376人	8,000人(累計)
環境学習の推進				
環境分野で活躍している市民リーダー数	74人	101人	130人	300人(累計)
環境体験型学習参加者数	1,340人	1,616人	1,865人	2,500人(累計)

環境基本計画体系図



☆環境基本計画の概要

目的

市民、事業者、行政にとって、共通の目標となる環境の将来像「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現を目指し計画を策定しました。

取り組み主体

今日の環境問題を解決し、私たち、そして、次世代にとって快適な生活がおくれる「環境にやさしいまち」をつくるために、市民、事業者、行政の三者で協働して取り組みます。

取り組み期間

計画の目標期間は、草加市の他の計画（「草加市総合振興計画」や「草加市都市計画マスタープラン」等）と一致するように、平成27年までとしていますが、社会・経済情勢の変化等に対応するため5年ごとに見直しを行います。

水環境の改善

河川水質汚濁と浄化対策

市内には、綾瀬川、伝右川、辰井川、古綾瀬川、葛西用水、谷古田用水等の河川・用水路があり、中川、毛長川が市境で接しています。これらの河川は、山系等の水源がなく、農業用水や工場排水、生活排水、雨水が水源となっており、農業用水が入らない非かんがい期には、水量も

少なく水質が悪化しています。

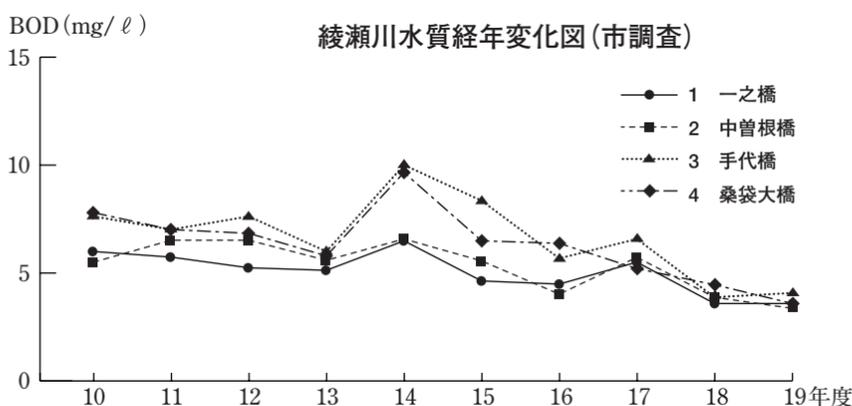
これらの河川の水質浄化のため、市では公共下水道の普及や排水規制の強化、工場への立入指導等を行うとともに、国の事業として荒川から綾瀬川への浄化用水の導入や冬水懇談会による利根川から見沼代用水ルートを通じて、冬期試験通水を行っています。

また、国、県、流域自治体等で構成する「綾瀬川流域清流ルネッサンスⅡ地域協議会」、下流域の自治体で構成する「綾瀬川浄化対策協議会」において、広域的な浄化に向けた取り組みを進めています。

このような取り組みの結果、綾瀬川をはじめとする河川の水質が、少しずつではありますが、確実に良くなってきています。

家庭でできる浄化対策

- さらに、きれいな川になるように、次のことを心がけましょう。
- ①三角コーナーや流しの排水口下に、ろ紙袋等をセットし、調理くずなどを流さないようにしましょう。
 - ②米のとぎ汁は、食器洗いや庭木の水やりに使しましょう。
 - ③食器やなべの油や調味料などの汚れは、ポロ布などでふきとってから洗うようにしましょう。
 - ④廃食油は回収に出し、流さないようにしましょう。
 - ⑤洗濯など洗剤は適量使用しましょう。



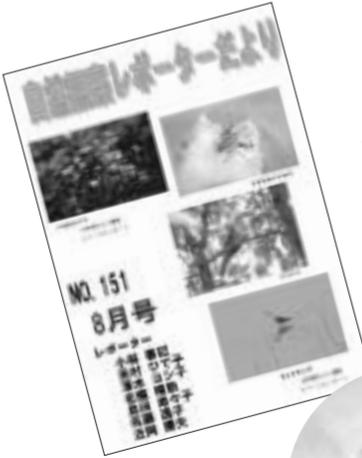
※BOD(生物化学的酸素要求量)
微生物が水中の汚れ(有機物)を分解するときに消費される酸素の量を表したものの。この数値が大きいくほど、汚れていることを示します。

身近な自然の保全と創造

市内に残されている樹林や農地、河川、水路などの自然環境は、生物が生息する空間であるとともに、市民が身近に自然とふれあえる場です。このため農地、河川、水路等を活用し保全・創出を図りつつ、自然と共生するまちづくりを推進しています。

自然観察レポーターだより

市内在住の自然観察レポーターから毎月寄せられるレポートをまとめ、小・中学校や公民館・図書館等に配布しました。珍しい昆虫や植物の説明と写真が掲載されています。



ホタル・トンボの里づくり

良好な水辺環境のシンボルとしてホタルを取り上げ、体験学習として総合福祉センターであいの森に、川柳小学校の児童93人がホタルの幼虫を放流しました。

また、市内の小学校9校で、プールに住むヤゴ（トンボの幼虫）を救出し、トンボに羽化させる「ヤゴの救出作戦」を1,028人の児童と実施しました。

アカトンボのヤゴ



ビオトープは身近な自然

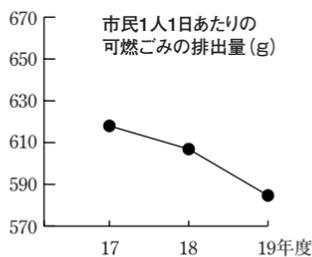
生物の生息空間（ビオトープ）を守り、復元・創出し、それぞれをネットワーク化させることは、地域に豊かな自然を取り戻す有効な手法です。

環境学習の場を提供するため、学校ビオトープを稲荷小学校に設置し、新里小学校で整備中です。



たくさんのヤゴを救出しました

環境への負荷の少ない循環型社会の構築



廃棄物の現況

日常生活の中でごみの減量化を進めるためには、根本からごみを減らし、使えるものは最後まで使い、最後の手段でリサイクルする「リデュース（発生抑制）」「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」の3Rを実践するこ

とが求められています。

市では、ごみの減量化と資源の再資源化を目的に、ビン、缶、ペットボトルの分別収集、古紙回収等の奨励金制度、資源回収の普及啓発などを行いました。

地球環境の保全

地球環境問題の状況

地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題は、その影響が世界規模の空間的広がりや次世代への時間的広がり及び特徴です。

特に、『地球温暖化』は世界的に異常気象をひきおこし、海面の上昇や食糧生産等に悪影響を与えるといわれ、その対策が急務となっています。私たちが変えてしまった地球環境を、再び変えていくのも私たちです。

環境共生都市宣言の推進

環境共生都市宣言「人と自然が共に生きるまち そうか」の実現をめざし、「草加環境推進協議会」と協働で、環境フェア等を実施しています。

平成19年度は、草加わが家の環境宣言に取り組んだエコファミリーのみなさんをお招きしての認定式、赤星たみ子氏の「気軽に楽しくエコライフ」をテーマにした講演会、エコ活動を実施している企業、市民団体が環境活動の報告や体験型展示等を盛り込んだ「環境フェア」を実施し、約380人の市民が参加しました。

環境にやさしい庁内率先実行計画

市では、平成12年度に「草加市環境にやさしい庁内率先実行計画」を策定し、環境配慮の徹底した事務事業を進めています。

市自らが環境配慮を実践する事業所として二酸化炭素削減に取り組ん

でいます。

平成19年度は、平成17年度を基準として、二酸化炭素換算362.7トンの削減（-2.0%）を目標として取組み、1,296.9トンの削減（-7.2%）の成果を得ました。

ISO14001の運用管理

平成16年3月に認証を取得し、平成19年度の計画策定、実施、実施結果等の点検、市長による見直しというPDCAサイクルによる運用を行いました。平成20年2月に審査登録機関による定期審査を受け、規格に則って運用されていることが確認されました。

草加市地域省エネルギービジョン策定調査

市内の省エネルギーの取組みを円滑にすすめ、エネルギーの効率的な利用を図り、地球温暖化対策を推進するために策定しました。

市民・事業者・行政が一丸となって省エネルギーに取り組んでいくことが重要なことから、基本理念を「みんなで取り組む省エネルギーのまち草加」としました。

2012年度におけるエネルギー消費量を2005年度から10%削減し、CO2排出量については、1990年度から7%削減することを目標として決めました。

環境学習の推進

子ども自然観察教室

毛長川と日高市の高麗川で、川の汚れや生物の生息状況を調べました。延べ57人が参加しました。



高麗川の水はきれいだったよ

子ども環境サミット

私たちがとりまく環境問題について、獨協大学生による発表や、小中学校の児童・生徒による研究事例発表などが行われ、220人が参加しました。



風力発電を研究しました

学校給食用牛乳パック再資源化事業

児童・生徒に対する生きた環境教育を推進するため、市内全小中学を対象に給食用牛乳パックを回収して、トイレトロールに再生する再資源化事業を実施しました。

回収した牛乳パックは、市内の製紙工場の協力で14,000個のトイレトロールと交換し、回収量に応じて各学校に配分しました。

エコ・ひろば

環境負荷低減のための活動を支援します!

地球温暖化防止活動補助金

近年問題となっている地球温暖化を緩和し、良好な都市環境を実現するため、市内における地球温暖化防止活動実施者に対し、その経費の一部助成を行っています。

資源の消費を抑制し、自然エネルギーを有効利用する次の活動を地球温暖化防止活動として位置づけ、補助金を交付します。

- 屋上又はベランダの緑化活動
- 雨水貯留施設設置
- 高効率給湯器等の購入及び使用
- アイドリングストップ機能付自動車の購入
またはアイドリングストップ装置の装着

補助額はいずれも造成、購入、設置に要した経費の1/2で限度額1万円

補助対象者

- 1 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に記載されている者であること。
- 2 補助金申請時に市税を滞納していないこと。
- 3 「草加わが家の環境宣言」に取り組むこと。

交付申請手続き

- ① 購入・設置をする前に補助金交付申請書を提出してください。
- ② 市で申請内容を審査し、補助要件に合致した場合、補助金交付決定を行います。
- ③ 補助金交付決定通知を受け取った後に、購入・設置工事開始となります。
- ④ 購入・工事完成後、市へ実績報告書を提出してください。
- ⑤ 市で審査のうえ、審査要件に合致すれば補助金交付額の確定を行い、通知します。
- ⑥ 市へ補助金請求書を提出します。

草加わが家の環境宣言 エンジョイ! 楽々 エコライフ

地球温暖化を防ぐことができるのは、あなたです!!

地球温暖化を進めているのはおもにCO₂(二酸化炭素)です。便利で豊かな私たちのライフスタイルは、大量のエネルギーや資源を消費することで、二酸化炭素をつくり出しています。

◆「エコライフ」って?
「エコロジカル(自然環境を考えた)」な「ライフ(生き方、生活)」という意味です。

◆地球温暖化を防ぐには?
一人ひとりが環境宣言し、ライフスタイルを見直すことです。生活の中でのちょっとした省エネや省資源が二酸化炭素の削減につながります。

みんなで二酸化炭素を減らしましょう!

参加の仕方…提出用紙に記入したら、回収ボックスに入れてください。

【チェックシート及び回収ボックス設置場所】環境課、各公民館・文化センター、各コミュニティセンター、草加市文化会館、勤労福祉会館、中央図書館

■実施団体：草加環境推進協議会 草加市■

生きものふれあいフェスタ

柿木の田んぼに数種類の魚を放し、自然とふれあう機会の少なくなった子どもたちに生きものとふれあう機会を提供しました。

125人の参加者でした。

2011年(平成23年)7月24日までに、アナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

■地デジにかわるとどうなるの?

- ・きれいな映像、迫力のサウンド!ハイビジョン放送も楽しめます。
- ・1チャンネルに最大3つの番組!選ぶ楽しさが広がります。
- ・データ放送で知りたい情報をいつでも入手できます。
- ・お年寄りや障がいのある方も楽しめる字幕放送も。
- ・携帯電話でテレビがみられるワンセグ!移動中もクリアな映像を楽しめます。

■地デジをみるにはどうすればいいの?

- ・地デジ対応テレビに買い替える
- ※UHFアンテナの設置が別途必要な場合があります。
- ・デジタルチューナーを買い足す



「そうかの自然」観察ガイド

草加の自然を守り育てるために、まずは身近な自然に目を向けましょう。意外な発見があるかもしれません。野外に出かけるときは、A5判サイズで持ち歩きに便利な「そうかの自然」を是非活用してください。

1冊:800円 市役所2階
情報コーナーで好評発売中



野外焼却は禁止です

- 野外焼却は法律等で禁止されています。
- 廃棄物を焼却するときは法定の焼却設備を使用してください。(事業者の場合は届出が必要です)
- 焼却設備で焼却できないときは、許可を有する処理業者に委託してください。

野外焼却を行うと、人体に悪影響を与えるといわれているダイオキシンを発生させてしまうだけでなく、煙やにおいで気分が悪くなったり、灰で車が汚れたり、布団や洗濯物ににおいや汚れがつくなど、近隣に迷惑をかけることとなります。

また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を発生させます。野外焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、埼玉県生活環境保全条例において規制されています。

※ただし、風俗慣習上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却(キャンプファイアー、どんど焼きなど)は例外として扱われます。

市役所には野外焼却に対する煙、においの苦情が多く寄せられています。草加市の環境を良くするためには、市民の皆さん一人ひとりの取り組みが大切です。

ご理解、ご協力をお願いします。

アイドリング・ストップで温暖化を防止しましょう

○運転者の方には

- ・アイドリング・ストップは埼玉県生活環境保全条例により義務づけられています。(第40条1項)
- ※アイドリング・ストップとは、自動車の駐車時にエンジンを止めることをいいます。

○事業主の方には

- ・使用している自動車の運転者がアイドリング・ストップを実施するよう、研修等を実施したり、必要に応じて休憩所等を設置するなど、適切な措置を講じることが義務づけられています。(第40条2項)

○一定規模以上の駐車場の設置者や管理者の方には

- ・駐車場(20台以上収容又は面積500㎡以上)を利用される方に、看板等によりアイドリング・ストップを周知することが義務づけられています。(第41条)

■看板による周知例

埼玉県の条例により
駐車中のアイドリングは禁止されています。
駐車中はエンジンを止めてください。

○違反すると?

- ・正当な理由なく違反している場合は、勧告を受ける場合があります。さらに、この勧告に従わない場合は公表されることがあります。(48条、第122条)